

1. 令和2年度公益財団法人船橋市医療公社事業報告書

第 41 期

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

法人の全体的事項

当法人は、船橋市と社団法人船橋市医師会（当時）の出捐により、船橋市の保健衛生行政を補完する重要な協力機関として昭和55年3月31日に財団法人船橋市医療公社として設立されたもので、平成30年3月まで主に市の健診事業を実施しました。

平成24年4月からは、船橋市夜間休日急病診療所の1期目の指定管理者として、また、平成29年4月から2期目の指定管理者として引き続き管理運営を行っております。なお、平成25年4月1日からは公益法人制度改革関連法の施行に伴い公益財団法人に移行しました。

事業概要

当法人は、公益法人として夜間及び休日における急病患者に対し応急的診療を行うため、船橋市夜間休日急病診療所条例に基づく指定管理者として、船橋市夜間休日急病診療所の管理運営を（一社）船橋市医師会、（一社）鎌ヶ谷市医師会及び（一社）船橋薬剤師会並びに会員の協力を得て実施しました。

事業内容

公益目的事業

1 夜間休日急病診療所事業

(1) 夜間休日急病診療所の管理運営

年間（365日）を通じた管理運営を実施しました。

(2) 医療安全対策委員会の定期的開催

年度内に2回開催し、診療所の医療安全の確保を目的とした改善策の検討及び情報交換・事務改善等のための会議を実施しました。

(3) 夜間休日急病診療所の運営にかかわる市との検討会の開催

夜間休日急病診療所の環境整備及び運営方針について市と協議を行いました。

(4) その他

新型コロナウイルス感染への不安から受診を控える状況となり、大幅に受診者数が減少したため、令和2年6月1日から当面の間、外科診療及び深夜帯診療を休診しました。

・受診者数 延べ 2, 288人

・月別、時間帯別受診者数

区分 月別	①休日	②前準夜	③平日前 準夜	④準夜	⑤深夜	合計
令和2年4 月	20人	23人	38人	65人	21人	167人
5月	83人	31人	40人	77人	15人	246人
6月	16人	10人	50人	48人	2人	126人
7月	54人	40人	75人	55人	0人	224人
8月	50人	42人	60人	52人	0人	204人
9月	73人	40人	73人	60人	0人	246人
10月	53人	43人	81人	58人	0人	235人
11月	75人	53人	47人	40人	0人	215人
12月	49人	30人	47人	36人	0人	162人
令和3年 1月	78人	34人	32人	26人	0人	170人
2月	29人	42人	38人	33人	0人	142人
3月	38人	31人	54人	28人	0人	151人
合計	618人	419人	635人	578人	38人	2,288人

(区分)

①休日 (日・祝休日・年末年始) (9時～17時)

小児科

②前準夜 (土・日・祝休日・年末年始) (18時～21時)

小児科

③平日前準夜 (平日) (20時～23時)

小児科

④準夜 (土・日・祝休日・年末年始) (21時～24時)

内科 (小児科)・外科*

(平日) (21時～23時)

内科・外科*

(23時～24時)

内科(小児科)・外科*

⑤深夜(平日・土・日・祝休日・年末年始) (0時～6時)*

内科(小児科)・外科

*令和2年6月1日準夜から休診

【附属明細書の作成について】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書は作成しない。